

公益社団法人西宮市シルバー人材センター事故防止及び事故取扱基準

(目的)

第1条 この事故防止及び事故取扱基準は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が安全かつ適正に就業することで、会員の就業に伴う事故(傷害を伴う事故、また第三者への賠償を伴う事故等)を未然に防止し、会員を事故から守るとともに、第三者の身体や財産に危害を与えないことを目的とするものである。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、安全かつ適正に就業するために、「事故を起こさない」という意識を高めセンターの安全基準等に掲げる事項を遵守しなければならない。

(安全就業基準違反者に対する注意勧告及び就業の制限)

第3条 1 安全・適正委員会は、会員が第2条に掲げる事項を遵守せずに就業していたことを確認した場合、当該会員または就業グループにあっては就業グループに対し、本条第2項により注意勧告及び就業制限等を行うことができる。

2 会員または就業グループへの注意勧告及び就業制限は以下のとおりとする。

- ・注意勧告
- ・1か月の就業停止
- ・3か月の就業停止
- ・無期限就業停止

3 前項の就業制限を行った場合、安全・適正委員長は速やかに理事会に報告するものとする。

(事故を起こした会員への注意勧告及び就業の制限)

第4条 1 会員が、就業途上、就業中または就業後の帰路等で事故を起こした場合は、当該会員は、事故の顛末記録と再発防止のため、所定の「事故報告書」を理事長に提出するものとする。

2 「事故報告書」に基づき、安全・適正委員会において事故の状況を把握し、当該事故が第2条に掲げる安全基準等の遵守違反にあたる事故と判断した場合は、当該会員、または就業グループに対し第3条第2項の注意勧告又は就業の制限を行う。

3 就業制限を行う場合は、当該会員に、安全・適正委員会において弁明する機会を与えることができる。

(健康等で安全就業に懸念のある会員への就業の制限)

第5条 安全・適正委員会委員長は、会員の技能、健康状態、就業意欲、判断力などから特に安全就業に懸念がある場合は、当該会員と面談の上、必要に応じ家族との相談の上、注意勧告又は就業を停止させることができる。

(就業制限の解除)

第6条 就業制限中の会員に対し、理事会の承認をもって就業制限が解除されるものとする。

(傷害・賠償額の一部負担)

第7条 会員は、傷害事故を起こした場合又は、第三者の身体と財産に危害を与えた場合、「シルバー人材センター団体傷害保険」の適用となる治療費、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の適用となる相手方への損害賠償に対し一部費用を次のとおり負担するものとする。

- 1 治療等で保険適用となった金額の10%（ただし上限は3万円とする）
- 2 相手方への損害賠償で保険適用となった金額の10%（ただし上限は3万円とする）
- 3 保険適用とならない金額は会員の負担とする。

(処分の執行)

第8条 会員への注意勧告及び就業制限は、安全・適正委員会委員長が行う。

(基準の改廃)

第9条 この基準の改廃は、理事会において決定するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から制定施行する。